別紙3

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

〇資源有効利用促進法政省令の一部改正がされました。(公布：R4.9.2／施行：R5.1.1※)【 下線部　が改正点 】
〇今後、盛土規制法の施行に合わせ、更に資源有効利用促進法省令の改正を予定しています。

※施行日以降に契約する工事に適用

（１）発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

（２）契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

・元請及び下請企業は、**請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う**よう努めることとなっています。

（３）施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成等

・元請企業は、**一定規模以上※の工事を施工する場合、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画を作成**し、**発注者へ提出、説明**のうえ**公衆の見えやすい場所へ掲示**することとなっています。
・また、工事現場において責任者を置くなど管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

（４）竣工後に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録・保存等

・元請企業は、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の**実施状況を把握して記録**し、**工事完成後５年間(改正前は１年)保存**することとなっています。
・また、発注者から請求があったときは、**計画の実施状況を発注者に報告**することとなっています。

※計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 １．土砂 …… ５００m³以上（改正前は1,000m³） ２．Co塊 As塊 建設発生木材 …… 合計２００ｔ以上	１．指定副産物の種類ごとの搬出量 ２．指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 ３．その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 １．土砂 …… ５００m³ 以上（改正前は1,000m³） ２．砕石 …… ５００ｔ 以上 ３．加熱アスファルト混合物 …… ２００ｔ 以上	１．建設資材ごとの利用量 ２．利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 ３．その他、再生資源の利用に関する事項

国土交通省

不動産・建設経済局　建設業課（TEL：03-5253-8111）

（令和4年9月時点）